

(指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正)

第十条 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十

七号)の一部を次の表のように改正する。

<p>別表</p> <p>指定介護予防サービス介護給付費単位数表</p> <p>1 介護予防訪問入浴介護費</p> <p>イ 介護予防訪問入浴介護費 <u>856</u>単位</p> <p>注1 (略)</p> <p>2 <u>別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。</u></p> <p>3 <u>別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。</u></p> <p>4～10 (略)</p> <p>ロ～ニ (略)</p> <p>ホ 介護職員処遇改善加算</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、<u>令和6年5月31日</u>までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>へ・ト (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 介護予防通所リハビリテーション費 (1月につき)</p>	<p>別表</p> <p>指定介護予防サービス介護給付費単位数表</p> <p>1 介護予防訪問入浴介護費</p> <p>イ 介護予防訪問入浴介護費 <u>852</u>単位</p> <p>注1 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>ロ～ニ (略)</p> <p>ホ 介護職員処遇改善加算</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、<u>令和6年3月31日</u>までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>へ・ト (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 介護予防通所リハビリテーション費 (1月につき)</p>

イ～ハ (略)

ニ 栄養改善加算

200単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(1)～(5) (略)

ホ～ヌ (略)

ル 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(3) (略)

ヲ・ワ (略)

6 介護予防短期入所生活介護費（1日につき）

イ 介護予防短期入所生活介護費

(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費

(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(1)

a 要支援 1

479単位

イ～ハ (略)

ニ 栄養改善加算

200単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(1)～(5) (略)

ホ～ヌ (略)

ル 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(3) (略)

ヲ・ワ (略)

6 介護予防短期入所生活介護費（1日につき）

イ 介護予防短期入所生活介護費

(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費

(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(1)

a 要支援 1

474単位

b	要支援 2	<u>596</u> 単位
(一)	単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)	
a	要支援 1	<u>479</u> 単位
b	要支援 2	<u>596</u> 単位
(2)	併設型介護予防短期入所生活介護費	
(一)	併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)	
a	要支援 1	<u>451</u> 単位
b	要支援 2	<u>561</u> 単位
(二)	併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅲ)	
a	要支援 1	<u>451</u> 単位
b	要支援 2	<u>561</u> 単位
ロ	ユニット型介護予防短期入所生活介護費	
(1)	単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	
(一)	単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	
a	要支援 1	<u>561</u> 単位
b	要支援 2	<u>681</u> 単位
(二)	経過的単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	
a	要支援 1	<u>561</u> 単位
b	要支援 2	<u>681</u> 単位
(2)	併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	
(一)	併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	
a	要支援 1	<u>529</u> 単位
b	要支援 2	<u>656</u> 単位
(二)	経過的併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	
a	要支援 1	<u>529</u> 単位
b	要支援 2	<u>656</u> 単位
注 1・2	(略)	
3	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。	
4	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高	

b	要支援 2	<u>589</u> 単位
(一)	単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)	
a	要支援 1	<u>474</u> 単位
b	要支援 2	<u>589</u> 単位
(2)	併設型介護予防短期入所生活介護費	
(一)	併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)	
a	要支援 1	<u>446</u> 単位
b	要支援 2	<u>555</u> 単位
(二)	併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅲ)	
a	要支援 1	<u>446</u> 単位
b	要支援 2	<u>555</u> 単位
ロ	ユニット型介護予防短期入所生活介護費	
(1)	単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	
(一)	単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	
a	要支援 1	<u>555</u> 単位
b	要支援 2	<u>674</u> 単位
(二)	経過的単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	
a	要支援 1	<u>555</u> 単位
b	要支援 2	<u>674</u> 単位
(2)	併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	
(一)	併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	
a	要支援 1	<u>523</u> 単位
b	要支援 2	<u>649</u> 単位
(二)	経過的併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	
a	要支援 1	<u>523</u> 単位
b	要支援 2	<u>649</u> 単位
注 1・2	(略)	
(新設)		
(新設)		

(新設)

年齢虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

5 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

6 (略)

7 イ(2)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所生活介護事業所において、注6を算定している場合は、生活相談員配置等加算として、1日につき13単位を所定単位数に加算する。

8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所生活介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、イについては、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、ロについては1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注10を算定している場合、イは算定せず、ロは1月につき100単位を所定単位数に算定する。

イ・ロ (略)

9 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師（はり師及びきゆう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士

(新設)

3 (略)

4 イ(2)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所生活介護事業所において、注3を算定している場合は、生活相談員配置等加算として、1日につき13単位を所定単位数に加算する。

5 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所生活介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、イについては、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、ロについては1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注7を算定している場合、イは算定せず、ロは1月につき100単位を所定単位数に算定する。

イ・ロ (略)

6 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師（はり師及びきゆう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士

、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。) (以下この注において「理学療法士等」という。)を1名以上配置しているもの(利用者の数(指定介護予防サービス基準第129条第2項の規定の適用を受ける指定介護予防短期入所生活介護事業所又は同条第4項に規定する併設事業所である指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、利用者の数及び同条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホーム又は指定介護予防サービス基準第132条第4項に規定する併設本体施設の入所者又は入院患者の合計数。以下この注において同じ。))が100を超える指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法(指定介護予防サービス基準第2条第8号に規定する常勤換算方法をいう。介護予防特定施設入居者生活介護費の注6において同じ。)で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの)として、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所生活介護事業所について、1日につき12単位を所定単位数に加算する。

10・11 (略)

12 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注11を算定してい

、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。) (以下この注において「理学療法士等」という。)を1名以上配置しているもの(利用者の数(指定介護予防サービス基準第129条第2項の規定の適用を受ける指定介護予防短期入所生活介護事業所又は同条第4項に規定する併設事業所である指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、利用者の数及び同条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホーム又は指定介護予防サービス基準第132条第4項に規定する併設本体施設の入所者又は入院患者の合計数。以下この注において同じ。))が100を超える指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法(指定介護予防サービス基準第2条第8号に規定する常勤換算方法をいう。介護予防特定施設入居者生活介護費の注4において同じ。)で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの)として、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所生活介護事業所について、1日につき12単位を所定単位数に加算する。

7・8 (略)

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注8を算定してい

る場合は、算定しない。

13・14 (略)

15 指定介護予防サービス基準第129条第2項の規定の適用を受ける指定介護予防短期入所生活介護事業所に係る注9の規定による届出については、指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注9の規定による届出に相当する介護福祉施設サービスに係る届出があつたときは、注9の規定による届出があつたものとみなす。

16 (略)

17 別に厚生労働大臣が定める利用者に対して指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、注1の規定にかかわらず、次に掲げる場合の区分に従い、それぞれ次に掲げる所定単位数を算定する。

- (1) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)又は併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)を算定すべき指定介護予防短期入所生活介護を行った場合 利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ次に掲げる単位数
 - (イ) 要支援1 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービス費(Ⅰ)の要介護1の所定単位数の100分の75に相当する単位数
 - (ロ) 要支援2 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービス費(Ⅰ)の要介護1の所定単位数の100分の93に相当する単位数
- (2) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)又は併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)を算定すべき指定介護予防短期入所生活介護を行った場合 利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ次に掲げる単位数
 - (イ) 要支援1 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービス費(Ⅱ)の要介護1の所定単位数の100分の75に相当する単位数
 - (ロ) 要支援2 指定施設サービス等介護給付費単位数表

る場合は、算定しない。

10・11 (略)

12 指定介護予防サービス基準第129条第2項の規定の適用を受ける指定介護予防短期入所生活介護事業所に係る注6の規定による届出については、指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注6の規定による届出に相当する介護福祉施設サービスに係る届出があつたときは、注6の規定による届出があつたものとみなす。

13 (略)

(新設)

の介護福祉施設サービス費(II)の要介護1の所定単位数の100分の93に相当する単位数

(3) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費又は併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費を算定すべき指定介護予防短期入所生活介護を行った場合、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ次に掲げる単位数

(一) 要支援1 指定施設サービス等介護給付費単位数表のユニット型介護福祉施設サービス費の要介護1の所定単位数の100分の75に相当する単位数

(二) 要支援2 指定施設サービス等介護給付費単位数表のユニット型介護福祉施設サービス費の要介護1の所定単位数の100分の93に相当する単位数

(4) 経過の単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費又は経過の併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費を算定すべき指定介護予防短期入所生活介護を行った場合、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ次に掲げる単位数

(一) 要支援1 指定施設サービス等介護給付費単位数表の経過のユニット型介護福祉施設サービス費の要介護1の所定単位数の100分の75に相当する単位数

(二) 要支援2 指定施設サービス等介護給付費単位数表の経過のユニット型介護福祉施設サービス費の要介護1の所定単位数の100分の93に相当する単位数

ハ 口腔連携強化加算

50単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして

電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所生活介護事業所の事業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供

(新設)

を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算する。

三・ホ (略)

ハ 生産性向上推進体制加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所生活介護事業所において、利用者に対して指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。
ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 生産性向上推進体制加算Ⅰ 100単位

(2) 生産性向上推進体制加算Ⅱ 10単位

上 (略)

チ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからエまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数

(2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからエまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからエまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

ハ・三 (略)

(新設)

ホ (略)

ハ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからホまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数

(2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからホまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからホまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

リ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イからロまでにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イからロまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

ロ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、イからロまでにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数を所定単位数に加算する。

7 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

- (1) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費
- (ロ) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(イ)
 - a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(イ)
 - i 要支援1 579単位
 - ii 要支援2 726単位
 - b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ロ)
 - i 要支援1 632単位

上 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イからホまでにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イからホまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

下 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、イからホまでにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数を所定単位数に加算する。

7 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

- (1) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費
- (ロ) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(イ)
 - a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(イ)
 - i 要支援1 577単位
 - ii 要支援2 721単位
 - b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ロ)
 - i 要支援1 619単位

ii	要支援 2	778 単位
c	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 ⁽ⁱⁱⁱ⁾	
i	要支援 1	613 単位
ii	要支援 2	774 単位
d	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 ^(iv)	
i	要支援 1	672 単位
ii	要支援 2	834 単位
(二)	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 ⁽ⁱⁱ⁾	
a	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 ⁽ⁱ⁾	
i	要支援 1	583 単位
ii	要支援 2	730 単位
b	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 ⁽ⁱⁱ⁾	
i	要支援 1	622 単位
ii	要支援 2	785 単位
(三)	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 ⁽ⁱⁱⁱ⁾	
a	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 ⁽ⁱ⁾	
i	要支援 1	583 単位
ii	要支援 2	730 単位
b	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 ⁽ⁱⁱ⁾	
i	要支援 1	622 単位
ii	要支援 2	785 単位
(四)	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 ^(iv)	
a	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 ⁽ⁱ⁾	
i	要支援 1	566 単位
ii	要支援 2	711 単位
b	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 ⁽ⁱⁱ⁾	
i	要支援 1	601 単位
ii	要支援 2	758 単位
(2)	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費	
(一)	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 ⁽ⁱ⁾	

ii	要支援 2	762 単位
c	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 ⁽ⁱⁱⁱ⁾	
i	要支援 1	610 単位
ii	要支援 2	768 単位
d	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 ^(iv)	
i	要支援 1	658 単位
ii	要支援 2	817 単位
(二)	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 ⁽ⁱⁱ⁾	
a	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 ⁽ⁱ⁾	
i	要支援 1	581 単位
ii	要支援 2	725 単位
b	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 ⁽ⁱⁱ⁾	
i	要支援 1	619 単位
ii	要支援 2	778 単位
(三)	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 ⁽ⁱⁱⁱ⁾	
a	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 ⁽ⁱ⁾	
i	要支援 1	581 単位
ii	要支援 2	725 単位
b	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 ⁽ⁱⁱ⁾	
i	要支援 1	619 単位
ii	要支援 2	778 単位
(四)	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 ^(iv)	
a	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 ⁽ⁱ⁾	
i	要支援 1	564 単位
ii	要支援 2	706 単位
b	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 ⁽ⁱⁱ⁾	
i	要支援 1	598 単位
ii	要支援 2	752 単位
(2)	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費	
(一)	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 ⁽ⁱ⁾	

a	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)	
i	要支援 1	<u>624</u> 単位
ii	要支援 2	<u>789</u> 単位
b	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)	
i	要支援 1	<u>680</u> 単位
ii	要支援 2	<u>846</u> 単位
c	経過のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)	
i	要支援 1	<u>624</u> 単位
ii	要支援 2	<u>789</u> 単位
d	経過のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)	
i	要支援 1	<u>680</u> 単位
ii	要支援 2	<u>846</u> 単位
(二)	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅲ)	
a	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費	
i	要支援 1	<u>653</u> 単位
ii	要支援 2	<u>817</u> 単位
b	経過のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費	
i	要支援 1	<u>653</u> 単位
ii	要支援 2	<u>817</u> 単位
(三)	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅳ)	
a	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費	
i	要支援 1	<u>653</u> 単位

a	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)	
i	要支援 1	<u>621</u> 単位
ii	要支援 2	<u>782</u> 単位
b	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)	
i	要支援 1	<u>666</u> 単位
ii	要支援 2	<u>828</u> 単位
c	経過のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)	
i	要支援 1	<u>621</u> 単位
ii	要支援 2	<u>782</u> 単位
d	経過のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)	
i	要支援 1	<u>666</u> 単位
ii	要支援 2	<u>828</u> 単位
(二)	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅲ)	
a	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費	
i	要支援 1	<u>649</u> 単位
ii	要支援 2	<u>810</u> 単位
b	経過のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費	
i	要支援 1	<u>649</u> 単位
ii	要支援 2	<u>810</u> 単位
(三)	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅳ)	
a	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費	
i	要支援 1	<u>649</u> 単位

ii	要支援 2	817単位
b	経過的ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費	
i	要支援 1	653単位
ii	要支援 2	817単位
(四)	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅳ)	
a	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費	
i	要支援 1	611単位
ii	要支援 2	770単位
b	経過的ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費	
i	要支援 1	611単位
ii	要支援 2	770単位
注 1・2 (略)		
3	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。	
4	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。	
5	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。	
6～8	(略)	
9	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防短期入所療養介護を行った場	

ii	要支援 2	810単位
b	経過的ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費	
i	要支援 1	649単位
ii	要支援 2	810単位
(四)	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅳ)	
a	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費	
i	要支援 1	608単位
ii	要支援 2	764単位
b	経過的ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費	
i	要支援 1	608単位
ii	要支援 2	764単位
注 1・2 (略)		
(新設)		
(新設)		
(新設)		
3～5	(略)	
6	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防短期入所療養介護を行った場	

合は、若年性認知症利用者受入加算として1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注8を算定している場合は、算定しない。

10 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1)及び(2)並びにユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1)のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1)及び(2)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所については、在宅復帰・在宅療養支援機能加算(1)として、1日につき51単位を、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1)及び(2)並びにユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1)のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1)及び(2)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所については、在宅復帰・在宅療養支援機能加算(1)として、1日につき51単位を所定単位数に加算する。

11～15 (略)

16 (1)(ロ)及び(3)並びに(2)(ロ)及び(3)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所については、当該施設基準に掲げる区分に従い、療養体制維持特別加算として、次に掲げる区分に応じ、それぞれ1日につき次に

合は、若年性認知症利用者受入加算として1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注5を算定している場合は、算定しない。

7 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1)及び(2)並びにユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1)のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1)及び(2)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所については、在宅復帰・在宅療養支援機能加算(1)として、1日につき34単位を、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1)及び(2)並びにユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1)のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1)及び(2)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして、都道府県知事に届け出た介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所については、在宅復帰・在宅療養支援機能加算(1)として、1日につき46単位を所定単位数に加算する。

8～12 (略)

13 (1)(ロ)及び(3)並びに(2)(ロ)及び(3)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所については、当該施設基準に掲げる区分に従い、療養体制維持特別加算として、次に掲げる区分に応じ、それぞれ1日につき次に掲げる単位数を加算する。

掲げる単位数を加算する。

(一)・(二) (略)

17 (1)四又は(2)四を算定している介護老人保健施設については、注7及び注10は算定しない。

(3) 総合医学管理加算 275単位

注 1 治療管理を目的とし、別に厚生労働大臣が定める基準に従い指定介護予防短期入所療養介護を行った場合に、10日を限度として1日につき所定単位数を加算する。

2 (略)

(4) 口腔連携強化加算 50単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算する。

(5)~(7) (略)

(8) 生産性向上推進体制加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所において、利用者に対して指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定し

(一)・(二) (略)

14 (1)四又は(2)四を算定している介護老人保健施設については、注4及び注7は算定しない。

(3) 総合医学管理加算 275単位

注 1 治療管理を目的とし、別に厚生労働大臣が定める基準に従い、介護予防サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定介護予防短期入所療養介護を行った場合に、7日を限度として1日につき所定単位数を加算する。

2 (略)

(新設)

(4)~(6) (略)

(新設)

ない。

(一) 生産性向上推進体制加算(I)

(二) 生産性向上推進体制加算(II)

(9) (略)

(10) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、保健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数

(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の29に相当する単位数

(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数

(11) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、保健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

100単位

10単位

(7) (略)

(8) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、保健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数

(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の29に相当する単位数

(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数

(9) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、保健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数
- (二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数

12 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の8に相当する単位数を所定単位数に加算する。

- ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
- (1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)
- (一) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)
- a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)
- i 要支援 1 547単位
- ii 要支援 2 686単位
- b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)
- i 要支援 1 576単位
- ii 要支援 2 716単位
- c 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)
- i 要支援 1 566単位
- ii 要支援 2 706単位
- d 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)
- i 要支援 1 606単位
- ii 要支援 2 767単位
- e 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ)
- i 要支援 1 639単位
- ii 要支援 2 801単位

- (一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数
- (二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数

10 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、(1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の8に相当する単位数を所定単位数に加算する。

- ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
- (1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)
- (一) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)
- a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)
- i 要支援 1 536単位
- ii 要支援 2 672単位
- b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)
- i 要支援 1 564単位
- ii 要支援 2 701単位
- c 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)
- i 要支援 1 554単位
- ii 要支援 2 691単位
- d 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)
- i 要支援 1 593単位
- ii 要支援 2 751単位
- e 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ)
- i 要支援 1 626単位
- ii 要支援 2 784単位

f	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 ⁽ⁱ⁾	
i	要支援 1	<u>627</u> 単位
ii	要支援 2	<u>788</u> 単位
(二)	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 ⁽ⁱⁱ⁾	
a	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 ⁽ⁱ⁾	
i	要支援 1	<u>515</u> 単位
ii	要支援 2	<u>644</u> 単位
b	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 ⁽ⁱⁱ⁾	
i	要支援 1	<u>530</u> 単位
ii	要支援 2	<u>661</u> 単位
c	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 ⁽ⁱⁱⁱ⁾	
i	要支援 1	<u>575</u> 単位
ii	要支援 2	<u>727</u> 単位
d	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 ^(iv)	
i	要支援 1	<u>593</u> 単位
ii	要支援 2	<u>745</u> 単位
(三)	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 ^(v)	
a	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 ⁽ⁱ⁾	
i	要支援 1	<u>497</u> 単位
ii	要支援 2	<u>621</u> 単位
b	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 ⁽ⁱⁱ⁾	
i	要支援 1	<u>559</u> 単位
ii	要支援 2	<u>705</u> 単位
(2)	病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一)	病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 ⁽ⁱ⁾	
a	病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 ⁽ⁱ⁾	
i	要支援 1	<u>557</u> 単位
ii	要支援 2	<u>695</u> 単位
b	病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 ⁽ⁱⁱ⁾	
i	要支援 1	<u>616</u> 単位

f	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 ⁽ⁱ⁾	
i	要支援 1	<u>614</u> 単位
ii	要支援 2	<u>772</u> 単位
(二)	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 ⁽ⁱⁱ⁾	
a	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 ⁽ⁱ⁾	
i	要支援 1	<u>504</u> 単位
ii	要支援 2	<u>631</u> 単位
b	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 ⁽ⁱⁱ⁾	
i	要支援 1	<u>519</u> 単位
ii	要支援 2	<u>647</u> 単位
c	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 ⁽ⁱⁱⁱ⁾	
i	要支援 1	<u>563</u> 単位
ii	要支援 2	<u>712</u> 単位
d	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 ^(iv)	
i	要支援 1	<u>581</u> 単位
ii	要支援 2	<u>730</u> 単位
(三)	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 ^(v)	
a	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 ⁽ⁱ⁾	
i	要支援 1	<u>487</u> 単位
ii	要支援 2	<u>608</u> 単位
b	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 ⁽ⁱⁱ⁾	
i	要支援 1	<u>547</u> 単位
ii	要支援 2	<u>690</u> 単位
(2)	病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一)	病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 ⁽ⁱ⁾	
a	病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 ⁽ⁱ⁾	
i	要支援 1	<u>545</u> 単位
ii	要支援 2	<u>681</u> 単位
b	病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 ⁽ⁱⁱ⁾	
i	要支援 1	<u>603</u> 単位

ii 要支援 2	<u>777 単位</u>
(二) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(II)	
a 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援 1	<u>557 単位</u>
ii 要支援 2	<u>695 単位</u>
b 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援 1	<u>616 単位</u>
ii 要支援 2	<u>777 単位</u>
(3) ユニッツ型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1 日につき)	
(一) ユニッツ型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)	
a 要支援 1	<u>632 単位</u>
b 要支援 2	<u>796 単位</u>
(二) ユニッツ型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(II)	
a 要支援 1	<u>662 単位</u>
b 要支援 2	<u>825 単位</u>
(三) ユニッツ型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(III)	
a 要支援 1	<u>652 単位</u>
b 要支援 2	<u>815 単位</u>
(四) 経過のユニッツ型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)	
a 要支援 1	<u>632 単位</u>
b 要支援 2	<u>796 単位</u>
(五) 経過のユニッツ型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)	
a 要支援 1	<u>662 単位</u>
b 要支援 2	<u>825 単位</u>
(六) 経過のユニッツ型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(III)	
a 要支援 1	<u>652 単位</u>
b 要支援 2	<u>815 単位</u>

ii 要支援 2	<u>761 単位</u>
(二) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(II)	
a 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援 1	<u>545 単位</u>
ii 要支援 2	<u>681 単位</u>
b 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援 1	<u>603 単位</u>
ii 要支援 2	<u>761 単位</u>
(3) ユニッツ型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1 日につき)	
(一) ユニッツ型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)	
a 要支援 1	<u>619 単位</u>
b 要支援 2	<u>779 単位</u>
(二) ユニッツ型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(II)	
a 要支援 1	<u>648 単位</u>
b 要支援 2	<u>808 単位</u>
(三) ユニッツ型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(III)	
a 要支援 1	<u>638 単位</u>
b 要支援 2	<u>798 単位</u>
(四) 経過のユニッツ型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)	
a 要支援 1	<u>619 単位</u>
b 要支援 2	<u>779 単位</u>
(五) 経過のユニッツ型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)	
a 要支援 1	<u>648 単位</u>
b 要支援 2	<u>808 単位</u>
(六) 経過のユニッツ型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(III)	
a 要支援 1	<u>638 単位</u>
b 要支援 2	<u>798 単位</u>

(4) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（1日につき）

(一) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費

a 要支援1 632単位
b 要支援2 796単位

(二) 経過的ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費

a 要支援1 632単位
b 要支援2 796単位

注1 療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2

項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行ったものにおける当該届出に係る病棟（療養病床に係るものに限る。）において、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (略)

3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の1に

(4) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（1日につき）

(一) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費

a 要支援1 619単位
b 要支援2 779単位

(二) 経過的ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費

a 要支援1 619単位
b 要支援2 779単位

注1 療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2

項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟（療養病床に係るものに限る。）において、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (略)

(新設)

相当する単位数を所定単位数から減算する。

4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

5 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

6・7 (略)

8 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ～ニ (略)

9 (略)

10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注9を算定している場合は、算定しない。

11 電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所において、利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき

(新設)

(新設)

3・4 (略)

5 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ～ニ (略)

6 (略)

7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注6を算定している場合は、算定しない。

8 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

184単位を所定単位数に加算する。

12 (略)
(別る)

13 (略)

(5) 口腔連携強化加算

50単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算する。

(6) 療養食加算

8単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、当該基準による食事の提供を行う指定介護予防短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき3回を限度として、所定単位数を加算する。

イ～ハ (略)

(7) 認知症専門ケア加算

9 (略)

10 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、

注1及び注5の規定による届出に相当する介護療養施設サービス (健康保険法等の一部を改正する法律 (平成18年法律第83号) 附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第8条第26項に規定する介護療養施設サービスをいう。以下同じ。)に係る届出があつたときは、注1及び注5の規定による届出があつたものとみなす。

11 (略)

(新設)

(5) 療養食加算

8単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届けて当該基準による食事の提供を行う指定介護予防短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき3回を限度として、所定単位数を加算する。

イ～ハ (略)

(6) 認知症専門ケア加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(8) (略)

(9) 生産性向上推進体制加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所において、利用者に対して指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 生産性向上推進体制加算(I)

100単位

(二) 生産性向上推進体制加算(II)

10単位

(10) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)・(二) (略)

(7) (略)

(新設)

(8) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)～(三) (略)

11) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1)から10までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数
- (二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1)から10までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
- (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1)から10までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

12) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1)から10までにより

(一)～(三) (略)

9) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1)から8までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数
- (二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1)から8までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
- (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1)から8までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

10) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1)から8までにより

算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(二) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ (1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

Ⅱ) 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行つた場合は、(1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

ハ、診療所における介護予防短期入所療養介護費

(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)

(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)

a 診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)

i 要支援 1 530単位

ii 要支援 2 666単位

b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)

i 要支援 1 559単位

ii 要支援 2 693単位

c 診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅲ)

i 要支援 1 549単位

ii 要支援 2 684単位

d 診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅳ)

i 要支援 1 589単位

ii 要支援 2 747単位

e 診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅳ)

i 要支援 1 623単位

ii 要支援 2 780単位

f 診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅳ)

算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(二) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ (1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

Ⅱ) 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行つた場合は、(1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

ハ、診療所における介護予防短期入所療養介護費

(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)

(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)

a 診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)

i 要支援 1 519単位

ii 要支援 2 652単位

b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)

i 要支援 1 547単位

ii 要支援 2 679単位

c 診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅲ)

i 要支援 1 538単位

ii 要支援 2 670単位

d 診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅳ)

i 要支援 1 577単位

ii 要支援 2 731単位

e 診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅳ)

i 要支援 1 610単位

ii 要支援 2 764単位

f 診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅳ)

	i	要支援 1	612単位
	ii	要支援 2	769単位
(二)		診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
	a	診療所介護予防短期入所療養介護費(i)	
	i	要支援 1	471単位
	ii	要支援 2	588単位
	b	診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)	
	i	要支援 1	537単位
	ii	要支援 2	678単位
(2)		ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	
		き)	
(一)		ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(i)	
	a	要支援 1	616単位
	b	要支援 2	775単位
(二)		ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
	a	要支援 1	643単位
	b	要支援 2	804単位
(三)		ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	
	a	要支援 1	634単位
	b	要支援 2	793単位
(四)		経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(i)	
	a	要支援 1	616単位
	b	要支援 2	775単位
(五)		経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
	a	要支援 1	643単位
	b	要支援 2	804単位
(六)		経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)	
	a	要支援 1	634単位
	b	要支援 2	793単位

注1 診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合している

	i	要支援 1	599単位
	ii	要支援 2	753単位
(二)		診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
	a	診療所介護予防短期入所療養介護費(i)	
	i	要支援 1	461単位
	ii	要支援 2	576単位
	b	診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)	
	i	要支援 1	526単位
	ii	要支援 2	664単位
(2)		ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	
		き)	
(一)		ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(i)	
	a	要支援 1	603単位
	b	要支援 2	759単位
(二)		ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
	a	要支援 1	630単位
	b	要支援 2	787単位
(三)		ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	
	a	要支援 1	621単位
	b	要支援 2	777単位
(四)		経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(i)	
	a	要支援 1	603単位
	b	要支援 2	759単位
(五)		経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
	a	要支援 1	630単位
	b	要支援 2	787単位
(六)		経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)	
	a	要支援 1	621単位
	b	要支援 2	777単位

注1 診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合している

ものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行ったものにおける当該届出に係る病室において、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に依りて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (略)

3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

5 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

6～8 (略)

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注8を算定している場合は、算定しない。

10 電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介

ものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病室において、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に依りて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

3～5 (略)

6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注5を算定している場合は、算定しない。

7 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指

介護予防短期入所療養介護事業所において、利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

11 (略)
(削る)

12 (略)
(3) 口腔連携強化加算

50単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算する。

(4) 療養食加算

8単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、当該基準による食事の提供を行う指定介護予防短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき3回を限度として、所定単位数を加算する。

イ～ハ (略)
(5) 認知症専門ケア加算

定介護予防短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

8 (略)

9 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1の規定による届出があったものとみなす。

10 (略)
(新設)

(3) 療養食加算

8単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届けて当該基準による食事の提供を行う指定介護予防短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき3回を限度として、所定単位数を加算する。

イ～ハ (略)
(4) 認知症専門ケア加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)・(二) (略)

(6) (略)

(7) 生産性向上推進体制加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所において、利用者に対して指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 生産性向上推進体制加算(I)

100単位

(二) 生産性向上推進体制加算(II)

10単位

(8) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)・(二) (略)

(5) (略)

(新設)

(6) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)～(三) (略)

⑨ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数
- (二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
- (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

⑩ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1)から(8)までにより

(一)～(三) (略)

⑦ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数
- (二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
- (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

⑧ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1)から(6)までにより

算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(二) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ (1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

Ⅱ) 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、(1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

三 削除

算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(二) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

Ⅸ) 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、(1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

三 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)

Ⅰ) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)

a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)

i 要支援1 831単位

ii 要支援2 997単位

b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)

i 要支援1 941単位

ii 要支援2 1,099単位

Ⅱ) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)

a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)

i 要支援1 767単位

ii 要支援2 941単位

b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)

i 要支援1 826単位

ii 要支援2 1,021単位

Ⅲ) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)

a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)

i	要支援 1	745単位
ii	要支援 2	912単位
b	認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	804単位
ii	要支援 2	994単位
Ⅳ	認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a	認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	732単位
ii	要支援 2	896単位
b	認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	791単位
ii	要支援 2	977単位
Ⅴ	認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ)	
a	認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	671単位
ii	要支援 2	835単位
b	認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	780単位
ii	要支援 2	940単位
②	認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日に つき)	
Ⅰ	認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	
a	要支援 1	577単位
b	要支援 2	742単位
Ⅱ	認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a	要支援 1	637単位
b	要支援 2	822単位
③	ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1 日につき)	
Ⅰ	ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	
a	ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費	

- i 要支援 1 961単位
- ii 要支援 2 1,120単位
- b ユニツト型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費
 - i 要支援 1 961単位
 - ii 要支援 2 1,120単位
- (ロ) ユニツト型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費①
 - a ユニツト型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費
 - i 要支援 1 851単位
 - ii 要支援 2 1,048単位
 - b 経過的ユニツト型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費
 - i 要支援 1 851単位
 - ii 要支援 2 1,048単位

注 1 老人性認知症患者療養病棟（指定介護予防サービス基準第189条に規定する老人性認知症患者療養病棟をいう。以下同じ。）を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症患者療養病棟において、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (3)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

3 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

4 次のいずれかに該当する者に対して、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)若しくは認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ)又は認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費を支給する場合は、それぞれ、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅵ)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅶ)又は認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

5 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1の規定による届出に相当する介護療養施設サービス

スに係る届出があったときは、注1の規定による届出があったものとみなす。

6 利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所療養介護については、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費は、算定しない。

(4) 療養食加算

8単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定介護予防短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき3回を限度として、所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所において行われていること。

(5) 特定診療費

注 利用者に対して、精神科専門療法等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

(6) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げる

いずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- ㊦ サービス提供体制強化加算Ⅰ 22単位
- ㊧ サービス提供体制強化加算Ⅱ 18単位
- ㊨ サービス提供体制強化加算Ⅲ 6単位

(7) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- ㊩ 介護職員処遇改善加算Ⅰ (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数
- ㊪ 介護職員処遇改善加算Ⅱ (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
- ㊫ 介護職員処遇改善加算Ⅲ (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

(8) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- ㊬ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

- ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費
- (1) I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（1日につき）
- (一) I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)
- a I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)
- i 要支援1 603単位
- ii 要支援2 741単位
- b I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)
- i 要支援1 666単位
- ii 要支援2 827単位
- (二) I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)
- a I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)
- i 要支援1 591単位
- ii 要支援2 731単位
- b I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)
- i 要支援1 654単位
- ii 要支援2 815単位
- (三) I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)
- a I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)
- i 要支援1 575単位
- ii 要支援2 715単位
- b I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)

- (二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数
- (9) 介護職員等ベースアップ等支援加算
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、(1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費
- (1) I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（1日につき）
- (一) I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)
- a I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)
- i 要支援1 590単位
- ii 要支援2 726単位
- b I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)
- i 要支援1 652単位
- ii 要支援2 810単位
- (二) I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)
- a I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)
- i 要支援1 579単位
- ii 要支援2 716単位
- b I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)
- i 要支援1 640単位
- ii 要支援2 798単位
- (三) I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)
- a I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)
- i 要支援1 563単位
- ii 要支援2 700単位
- b I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)

	i	要支援 1	<u>636</u> 単位
	ii	要支援 2	<u>798</u> 単位
(2)		II型介護医療院介護子防短期入所療養介護費（1日につき）	
(一)		II型介護医療院介護子防短期入所療養介護費(i)	
	a	II型介護医療院介護子防短期入所療養介護費(i)	
	i	要支援 1	<u>574</u> 単位
	ii	要支援 2	<u>703</u> 単位
	b	II型介護医療院介護子防短期入所療養介護費(ii)	
	i	要支援 1	<u>637</u> 単位
	ii	要支援 2	<u>787</u> 単位
(二)		II型介護医療院介護子防短期入所療養介護費(ii)	
	a	II型介護医療院介護子防短期入所療養介護費(i)	
	i	要支援 1	<u>558</u> 単位
	ii	要支援 2	<u>685</u> 単位
	b	II型介護医療院介護子防短期入所療養介護費(ii)	
	i	要支援 1	<u>621</u> 単位
	ii	要支援 2	<u>771</u> 単位
(三)		II型介護医療院介護子防短期入所療養介護費(iii)	
	a	II型介護医療院介護子防短期入所療養介護費(i)	
	i	要支援 1	<u>546</u> 単位
	ii	要支援 2	<u>674</u> 単位
	b	II型介護医療院介護子防短期入所療養介護費(ii)	
	i	要支援 1	<u>610</u> 単位
	ii	要支援 2	<u>760</u> 単位
(3)		特別介護医療院介護子防短期入所療養介護費（1日につき）	
(一)		I型特別介護医療院介護子防短期入所療養介護費	
	a	I型特別介護医療院介護子防短期入所療養介護費(i)	
	i	要支援 1	<u>547</u> 単位
	ii	要支援 2	<u>679</u> 単位

	i	要支援 1	<u>623</u> 単位
	ii	要支援 2	<u>781</u> 単位
(2)		II型介護医療院介護子防短期入所療養介護費（1日につき）	
(一)		II型介護医療院介護子防短期入所療養介護費(i)	
	a	II型介護医療院介護子防短期入所療養介護費(i)	
	i	要支援 1	<u>562</u> 単位
	ii	要支援 2	<u>688</u> 単位
	b	II型介護医療院介護子防短期入所療養介護費(ii)	
	i	要支援 1	<u>624</u> 単位
	ii	要支援 2	<u>771</u> 単位
(二)		II型介護医療院介護子防短期入所療養介護費(ii)	
	a	II型介護医療院介護子防短期入所療養介護費(i)	
	i	要支援 1	<u>546</u> 単位
	ii	要支援 2	<u>671</u> 単位
	b	II型介護医療院介護子防短期入所療養介護費(ii)	
	i	要支援 1	<u>608</u> 単位
	ii	要支援 2	<u>755</u> 単位
(三)		II型介護医療院介護子防短期入所療養介護費(iii)	
	a	II型介護医療院介護子防短期入所療養介護費(i)	
	i	要支援 1	<u>535</u> 単位
	ii	要支援 2	<u>660</u> 単位
	b	II型介護医療院介護子防短期入所療養介護費(ii)	
	i	要支援 1	<u>597</u> 単位
	ii	要支援 2	<u>744</u> 単位
(3)		特別介護医療院介護子防短期入所療養介護費（1日につき）	
(一)		I型特別介護医療院介護子防短期入所療養介護費	
	a	I型特別介護医療院介護子防短期入所療養介護費(i)	
	i	要支援 1	<u>536</u> 単位
	ii	要支援 2	<u>665</u> 単位

b	I型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援1	<u>606単位</u>
ii	要支援2	<u>759単位</u>
(二)	II型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
a	II型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援1	<u>521単位</u>
ii	要支援2	<u>642単位</u>
b	II型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援1	<u>581単位</u>
ii	要支援2	<u>724単位</u>
(4)	ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	
(一)	ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
(1)		
a	ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
i	要支援1	<u>687単位</u>
ii	要支援2	<u>852単位</u>
b	経過のユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
i	要支援1	<u>687単位</u>
ii	要支援2	<u>852単位</u>
(二)	ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
(II)		
a	ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
i	要支援1	<u>677単位</u>
ii	要支援2	<u>841単位</u>
b	経過のユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
i	要支援1	<u>677単位</u>

b	I型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援1	<u>593単位</u>
ii	要支援2	<u>743単位</u>
(二)	II型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
a	II型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援1	<u>510単位</u>
ii	要支援2	<u>629単位</u>
b	II型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援1	<u>569単位</u>
ii	要支援2	<u>709単位</u>
(4)	ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	
(一)	ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
(1)		
a	ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
i	要支援1	<u>673単位</u>
ii	要支援2	<u>834単位</u>
b	経過のユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
i	要支援1	<u>673単位</u>
ii	要支援2	<u>834単位</u>
(二)	ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
(II)		
a	ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
i	要支援1	<u>663単位</u>
ii	要支援2	<u>824単位</u>
b	経過のユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
i	要支援1	<u>663単位</u>

ii 要支援 2	841 単位
(5) ユニッツト型 II 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (1 日につき)	
(一) ユニッツト型 II 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
a 要支援 1	<u>703 単位</u>
b 要支援 2	<u>856 単位</u>
(二) 経過のユニッツト型 II 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
a 要支援 1	<u>703 単位</u>
b 要支援 2	<u>856 単位</u>
(6) ユニッツト型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (1 日につき)	
(一) ユニッツト型 I 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
a ユニッツト型 I 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
i 要支援 1	<u>643 単位</u>
ii 要支援 2	<u>799 単位</u>
b 経過のユニッツト型 I 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
i 要支援 1	<u>643 単位</u>
ii 要支援 2	<u>799 単位</u>
(二) ユニッツト型 II 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
a ユニッツト型 II 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
i 要支援 1	<u>670 単位</u>
ii 要支援 2	<u>814 単位</u>
b 経過のユニッツト型 II 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
i 要支援 1	<u>670 単位</u>

ii 要支援 2	824 単位
(5) ユニッツト型 II 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (1 日につき)	
(一) ユニッツト型 II 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
a 要支援 1	<u>688 単位</u>
b 要支援 2	<u>838 単位</u>
(二) 経過のユニッツト型 II 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
a 要支援 1	<u>688 単位</u>
b 要支援 2	<u>838 単位</u>
(6) ユニッツト型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (1 日につき)	
(一) ユニッツト型 I 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
a ユニッツト型 I 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
i 要支援 1	<u>630 単位</u>
ii 要支援 2	<u>782 単位</u>
b 経過のユニッツト型 I 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
i 要支援 1	<u>630 単位</u>
ii 要支援 2	<u>782 単位</u>
(二) ユニッツト型 II 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
a ユニッツト型 II 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
i 要支援 1	<u>656 単位</u>
ii 要支援 2	<u>797 単位</u>
b 経過のユニッツト型 II 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
i 要支援 1	<u>656 単位</u>

ii 要支援 2

814単位

注 1・2 (略)

3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

5 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

6～8 (略)

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注8を算定している場合は、算定しない。

10・11 (略)

12 指定施設サービスマ等介護給付費単位数表の規定により、注1及び注7の規定による届出に相当する介護医療院サービスマ(法第8条第29項に規定する介護医療院サービスマをいう。)に係る届出があったときは、注1及び注7の規定による届出があったものとみなす。

13 (略)

14 ホ(3)又は(6)を算定している介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所については、11は算定しない。

(7) 口腔連携強化加算

50単位

ii 要支援 2

797単位

注 1・2 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

3～5 (略)

6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注5を算定している場合は、算定しない。

7・8 (略)

9 指定施設サービスマ等介護給付費単位数表の規定により、注1及び注4の規定による届出に相当する介護医療院サービスマ(法第8条第29項に規定する介護医療院サービスマをいう。)に係る届出があったときは、注1及び注4の規定による届出があったものとみなす。

10 (略)

11 ホ(3)又は(6)を算定している介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所については、10は算定しない。

(新設)

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算する。

(8)～(11) (略)

(12) 生産性向上推進体制加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所において、利用者に対して指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 生産性向上推進体制加算(I)

100単位

(二) 生産性向上推進体制加算(II)

10単位

(13) (略)

(14) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定

(7)～(10) (略)

(新設)

(11) (略)

(12) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定

している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員処遇改善加算Ⅰ (1)から13までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数
- (二) 介護職員処遇改善加算Ⅱ (1)から13までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
- (三) 介護職員処遇改善加算Ⅲ (1)から13までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

15) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ (1)から13までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
- (二) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ (1)から13までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

16) 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、(1)から13までにより算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員処遇改善加算Ⅰ (1)から14までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数
- (二) 介護職員処遇改善加算Ⅱ (1)から14までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
- (三) 介護職員処遇改善加算Ⅲ (1)から14までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

13) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ (1)から14までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
- (二) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ (1)から14までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

14) 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、(1)から14までにより算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

8	介護予防特定施設入居者生活介護費	
イ	介護予防特定施設入居者生活介護費（1日につき）	183単位
	(1) 要支援1	313単位
	(2) 要支援2	
ロ	外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費（1月につき）	
	注1（略）	
2	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、イについては所定単位数の100分の10に相当する単位数を、ロについては所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。	
3	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。	
4	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算する。	
5	イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、保健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防特定施設において、外部との連携により、利用者の身体状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注6を算定している場合は、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に	

8	介護予防特定施設入居者生活介護費	
イ	介護予防特定施設入居者生活介護費（1日につき）	182単位
	(1) 要支援1	311単位
	(2) 要支援2	
ロ	外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費（1月につき）	
	注1（略）	
2	イについて、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。	
	(新設)	
3	イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、保健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防特定施設において、外部との連携により、利用者の身体状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注4を算定している場合は、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に	

算定する。

(1)・(2) (略)

6・7 (略)

8 指定介護予防特定施設において、協力医療機関（指定介護予防サービ
ス基準第262条において準用する場合を含む。）に規定す
る協力医療機関をいう。）との間で、利用者の同意を得て
、当該利用者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開
催している場合は、協力医療機関連携加算として、次に掲
げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位数を所定単位
数に加算する。

(1) 当該協力医療機関が、指定介護予防サービ
ス基準第242条第2項各号に掲げる要件を満たしている場合

100単位

(2) (1)以外の場合

40単位

(割る)

9・10

退居時情報提供加算

250単位

注 イについて、利用者が退居し、医療機関に入院する場合に
おいて、当該医療機関に対して、当該利用者の同意を得て、
当該利用者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、
当該利用者の紹介を行った場合に、利用者1人につき1回に
限り算定する。

三 (略)

ホ 高齢者施設等感染対策向上加算

算定する。

(1)・(2) (略)

4・5 (略)

6 イについて、看護職員が、利用者ごとに健康の状況を継
続的に記録している場合において、当該利用者の同意を得
て、協力医療機関（指定介護予防サービ
ス基準第242条第
1項に規定する協力医療機関をいう。）又は当該利用者の
主治の医師に対して、当該利用者の健康の状況について月
に1回以上情報を提供した場合は、医療機関連携加算とし
て、1月につき80単位を所定単位数に加算する。

(新設)

(新設)

7 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する
指定介護予防特定施設において、歯科医師又は歯科医師の
指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに
係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、
口腔衛生管理体制加算として、1月につき30単位を所定単
位数に加算する。

8・9 (略)

(新設)

ハ (略)

(新設)

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防特定施設が、利用者に対して指定介護予防特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

- (1) 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ) 100単位
 - (2) 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ) 5単位
- 新興感染症等施設療養費（1日につき） 240単位

注 指定介護予防特定施設が、利用者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定する。

上 生産性向上推進体制加算

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防特定施設において、利用者に対して指定介護予防特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 生産性向上推進体制加算Ⅰ) 100単位
- (2) 生産性向上推進体制加算Ⅱ) 10単位

子 (略)

丑 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定

(新設)

(新設)

三 (略)

ホ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定

める様式による届出を行った指定介護予防特定施設が、利用者に対し、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ) イからチまでにより算定した単位数の1000分の82に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ) イからチまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ) イからチまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

又 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防特定施設が、利用者に対し、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ) イからチまでにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ) イからチまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

ル 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防特定施設が、利

める様式による届出を行った指定介護予防特定施設が、利用者に対し、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ) イから三までにより算定した単位数の1000分の82に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ) イから三までにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ) イから三までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

へ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防特定施設が、利用者に対し、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ) イから三までにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ) イから三までにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

ト 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防特定施設が、利

用者に対し、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行った場合は、イからチまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

9 介護予防福祉用具貸与費（1月につき）

指定介護予防福祉用具貸与事業所（指定介護予防サービス基準第266条第1項に規定する指定介護予防福祉用具貸与事業所をいう。以下同じ。）において、指定介護予防福祉用具貸与（指定介護予防サービス基準第265条に規定する指定介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。）を行った場合に、現に指定介護予防福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数（1単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数）とする。ただし、1月当たりの平均貸与件数が100件以上となったことのある福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与については、別に厚生労働大臣が定める介護予防福祉用具貸与の基準を満たさない指定介護予防福祉用具貸与を行った場合は、介護予防福祉用具貸与費は算定しない。

注1 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

2 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

3～7

用者に対し、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行った場合は、イからニまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

9 介護予防福祉用具貸与費（1月につき）

指定介護予防福祉用具貸与事業所（指定介護予防サービス基準第266条第1項に規定する指定介護予防福祉用具貸与事業所をいう。以下同じ。）において、指定介護予防福祉用具貸与（指定介護予防サービス基準第265条に規定する指定介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。）を行った場合に、現に指定介護予防福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数（1単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数）とする。ただし、1月当たりの平均貸与件数が100件以上となったことのある福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与については、別に厚生労働大臣が定める介護予防福祉用具貸与の基準を満たさない指定介護予防福祉用具貸与を行った場合は、介護予防福祉用具貸与費は算定しない。

（新設）

（新設）

注1～5